消費生活を楽しく学ぼう キッズCon.チャレンジ

オンラインでチャレンジ パネルクイズ

問消費生活センター（☎3711－1133、FAX3711－5297）

キッズCon.チャレンジの「Con.」は、コンシューマーの略語で、消費者のことです。

子どもたちに消費者としての力と知識を身につけてもらうため、楽しく参加できるパネルクイズをオンラインで実施します。お金や食べ物のことなどについて学べます。夏休みの自由研究のヒントにもお役立てください。

配信期間　8／24(火)まで

内容　消費生活に関する小学生向けのパネルクイズ。挑戦者には参加賞あり

参加方法など、詳細はホームページ（**コード①**）をご覧ください。　①

消費生活センター（目黒2－4－36　区民センター内）の窓口でも、7／26(月)から問題用紙を配布します。

＼パネルを見てクイズに答えてね／

▲パネル例

おうち時間で、楽しく学ぼう消費生活

食べ物やお金などの消費について、小・中学生が楽しみながら学べるサイトをまとめた「おうち時間で、楽しく学ぼう消費生活」（**コード②**）を開設しています。ぜひご覧ください。　②

65歳以上のかたの介護保険料が決まりました

問介護保険課介護保険資格・保険料係（☎5722－9845、FAX5722－9716）

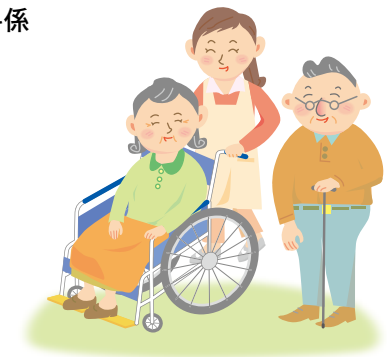

保険料額を記載した介護保険料決定通知書などを、7／9から発送予定です。詳細は、決定通知書と同封のリーフレットなどをご覧ください。

納付方法

特別徴収（年金からの引き落とし）と普通徴収（納付書または口座振替での納付）があります。決定通知書でご確認ください。口座振替を希望されるかたはご連絡ください。

介護保険料が減額される2つの制度

①区独自の介護保険料減額制度

介護保険料の所得段階が第1～4段階（生活保護受給者世帯を除く）で生活が困窮しているかたが対象です。要件があり、申請が必要です。

②介護保険料の減額・免除・猶予ができる場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定以上減少したかたなどが対象です。要件があり、申請が必要です。

対象

- 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったかた
- 主たる生計維持者の収入が2年中より3割以上減収する見込みまたは失業したかた

後期高齢者医療制度の保険料の通知と被保険者証の更新

問国保年金課後期高齢者医療係（☎5722－9838、FAX5722－9339）

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかた（65～74歳の障害認定を受けているかたを含む）が加入する医療制度です。

保険料通知を送付します

保険料は個人単位で算定されるため、保険料通知は個人ごとにお送りします。

年間保険料額の計算方法

3年度の年間保険料は、2年の所得に基づき、計算します（**右図**）。年度途中に75歳になったかたは誕生月から、転入したかたは転入月から保険料がかかります。

年間保険料額の計算方法（上限額64万円）

均等割額	＋	所得割額
44,100円		所得（※）×8.72%

※年金所得や給与所得などの合計所得金額（総所得金額等）から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を差し引いた額

保険料の納付方法

納付方法は、特別徴収（年金からの引き落とし）と普通徴収（納付書または口座振替での納付）があります。口座振替を希望されるかたはお問い合わせください。

保険料の軽減制度

- **所得の低いかた**　均等割額と所得割額の軽減制度があります。軽減を受けるには、所得の申告が必要です。
- **制度加入直前まで会社の健康保険などの被扶養者だったかた**　所得割額がかからず、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減となります。
- **被災などの特別な理由で保険料の納付が困難なかた**　申請により保険料が減免となる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年より減少した場合や、主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った場合、申請により保険料が減免となる場合があります。詳細は、7月中旬の保険料通知に同封する案内をご覧ください。

新しい被保険者証を送付します

医療機関などの窓口で支払う医療費の一部負担金の割合（1割または3割）は、前年（2年）の所得をもとに判定しています。

3年8月以降の割合が変更となるかたへ、新しい被保険者証を、7月中旬にお送りします。

限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証を送付します

有効期限が7／31の認定証をお持ちで8月以降も該当するかたへ、新しい認定証を、7月中旬にお送りします。新規で認定証の申請を希望されるかたはお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いで、療養のために仕事を休まざるをえなくなり、給与（全部または一部）を受けられなかったかたは、傷病手当が支給されます。

支給を受けるためには申請が必要です。要件などは、東京都後期高齢者医療広域連合お問合わせセンター（☎0570－086－519。土・日曜日、祝・休日を除く）へお問い合わせください。